

障がい福祉サービス等の実績

平成 29 年 7 月

春日井市健康福祉部障がい福祉課

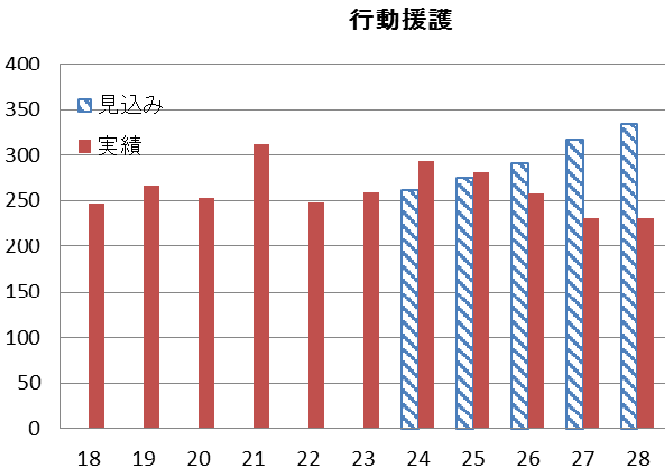
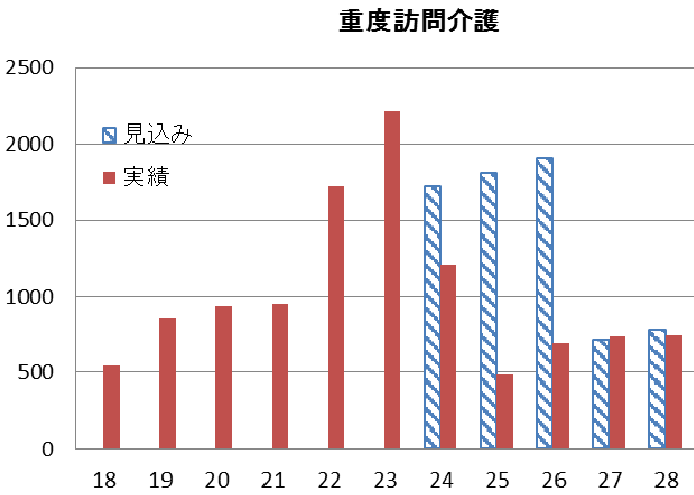
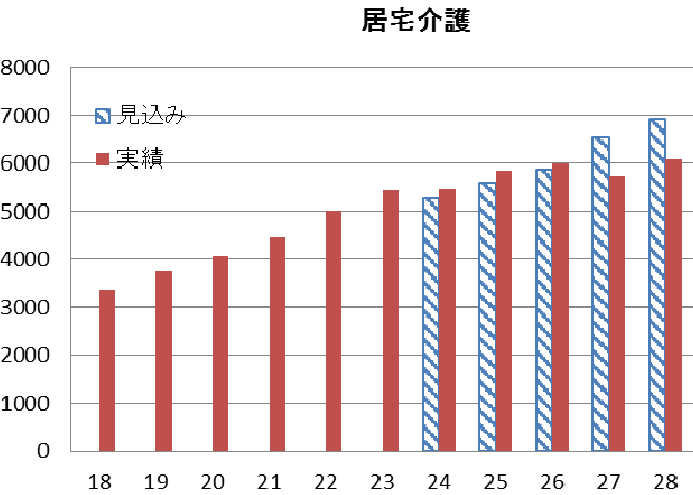
1 訪問系サービス

① 平成27年度・平成28年度の状況

区分	説明	単位	平成 27 年度				平成 28 年度				
			見込み量	実績	支給決定者 支給時間	利用率	見込み量	実績	支給決定者 支給時間	利用率	
訪問系サービス	居宅介護	居宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行う。	人	327	293	452	64.8	342	314	465	67.5
			時間	6,546	5,726	11,790		6,903	6,107	12,130	
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象。居宅で入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動支援などを行う。	人	12	11	11	100.0	13	9	12	75.0
			時間	720	744	1,195		780	747	1,447	
	同行援護	視覚障がいにより著しく移動が困難な人が対象。外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行う。	人	26	23	45	51.1	27	28	47	59.6
			時間	260	223	929		270	366	980	
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が対象。行動するときに生じ得る危険を回避するため必要な支援や、外出時の移動支援などを行う。	人	25	20	28	71.4	26	22	29	75.9
			時間	317	231	607		335	238	627	
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性が高い人が対象。居宅介護を始めとする複数のサービスを包括的に行う。	人	0	0	0		0	0	0	
			時間	0	0	0		0	0	0	

【見込み量】 1 か月あたりでそのサービスを利用する人の数とその利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの 【実績】 その年度の3月分の利用実績
【支給決定者】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数 【支給決定時間】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定した時間数

② 実績の推移



③ 地域自立支援協議会の意見

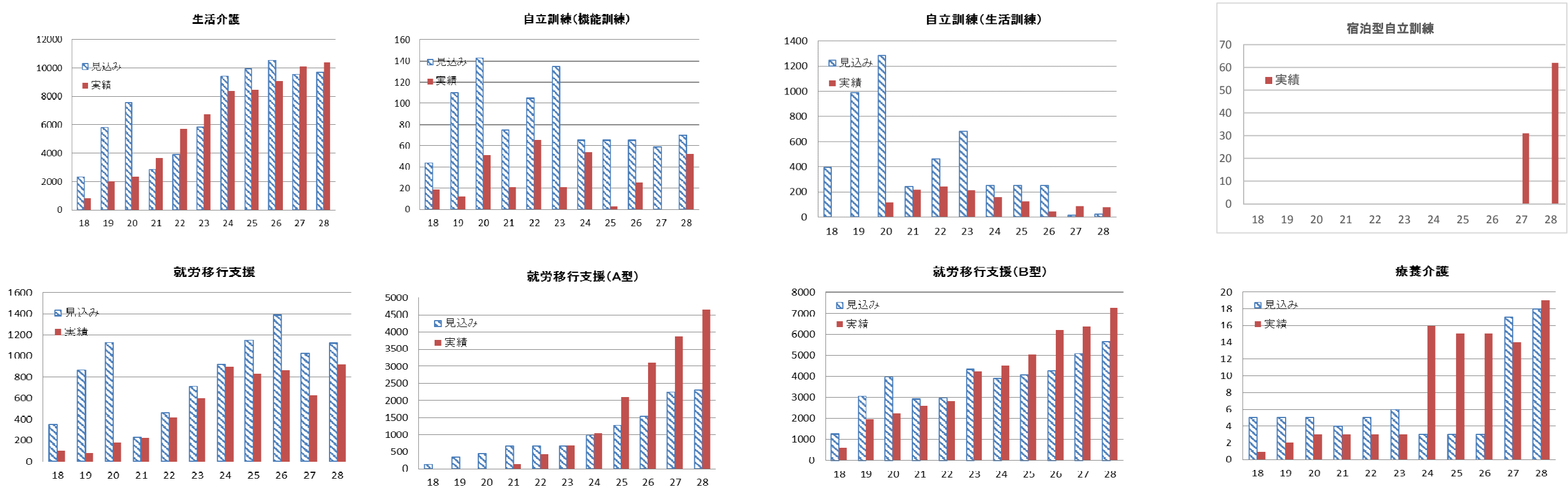
- ・ 居宅介護の利用率は増加傾向にあるが、利用率からも希望した利用（時間帯、曜日、性別、医療的ケアの対応）が困難な場合もあることが伺える。事業所、利用者ともに利用希望に対する人材不足の声があり、報酬単価の設定の見直し等人材確保に対する取組が必要である。
- ・ 行動援護の利用ニーズは高いが、専門性を有する人材の確保が難しく、サービスを提供できる事業所が少ない。行動援護の希望者が移動支援事業を利用して外出している事例が見られる。行動援護は専門性の高い支援であり、支援の必要性が高い障がい者が地域で生活する上で重要なサービスであることから、事業所が増えていくような取り組みが必要である。

2 日中活動系サービス等

① 平成27年度・平成28年度の状況

区分	説明	単位	平成 27 年度				平成 28 年度			
			見込み量	実績	支給決定者 支給日数	利用率	見込み量	実績	支給決定者 支給日数	利用率
生活介護	常に介護を必要とする人が対象。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供する。	人	543	505	546	92. 5	552	528	566	93. 3
		延べ日数	9, 569	10, 117	12, 044		9, 700	10, 462	12, 268	
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う。	人	4	0	3	0	5	3	3	100. 0
		延べ日数	59	0	38		70	52	56	
自立訓練(生活訓練)		人	2	5	8	62. 5	3	6	7	85. 7
		延べ日数	16	85	129		24	76	148	
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用しながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。	人		1	1	100. 0		2	2	100. 0
		延べ日数		31	31			62	62	
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人が対象。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。	人	69	37	47	78. 7	79	60	73	82. 2
		延べ日数	1, 024	630	1, 073		1, 120	917	1, 620	
就労継続支援(A型)	一般企業などへの就労が困難な人が対象。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う。	人	116	197	235	83. 8	119	232	271	85. 6
		延べ日数	2, 256	3, 880	5, 393		2, 313	4, 670	6, 224	
就労継続支援(B型)		人	286	349	385	90. 6	310	393	432	91. 0
		延べ日数	5, 087	6, 364	8, 559		5, 647	7, 262	9, 439	
療養介護	医療と常に介護を必要とする人が対象。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話を行う。	人	17	14	14	100. 0	18	19	19	100. 0

② 実績の推移



③ 地域自立支援協議会の意見

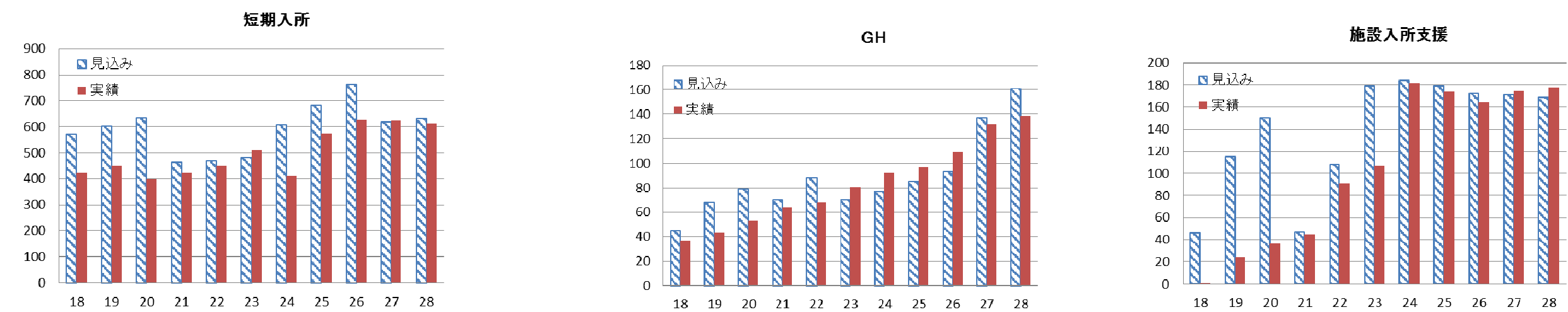
- ・ 生活介護は、事業所も増加傾向にあり、定員は支給決定者数を上回っているため、サービス提供に余裕があるように見えるが、在宅障がい者のニーズの多様化もあり利用曜日等希望する利用を選択できる状況ではない。
- ・ 就労移行支援は、名古屋市への交通の便から市外の事業所を利用している場合が多いと考えられる。
- ・ 就労移行支援は、一般就労を目的とした訓練を行うとされているが、支援内容がわかりにくい印象がある。
- ・ 就労継続支援（A型）は、見込み量に対する実績からニーズが高いことが伺えるが、工賃の確保等経営的な観点から事業運営に求められるため、安定的な運営を実現するための支援が必要である。
- ・ 一般就労を目指す場合でも、就労移行支援より賃金が発生する就労継続支援（A型）を利用する人が多い。
- ・ 就労継続支援（B型）は、利用率から事業所数は充足していると考えられるが、居場所作りに近いものから工賃向上を目指すものまで支援内容に幅があるため、今後は、利用者のニーズに対するマッチングを支援していくことが必要である。
- ・ 日中活動系サービスの事業所数は、全体的に充足してきているため、今後は、事業所選択の補助となるように情報提供を行っていくことが求められる。

3 居住系サービス

① 平成27年度・平成28年度の状況

区分	説明	単位	平成 27 年度				平成 28 年度			
			見込み量	実績	支給決定者 支給日数	利用率	見込み量	実績	支給決定者 支給日数	利用率
短期入所	介護者が病気などの理由により、施設への短期間の入所が必要な人が対象。夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行う。	人	139	97	449	21.6	143	103	449	22.9
		延べ日数	617	623	2,425		632	626	2,485	
共同生活援助（GH）	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行う。	人	137	132	135	97.8	161	139	145	95.9
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを行う。	人	172	175	177	98.9	169	181	184	98.4

② 実績の推移



③ 地域自立支援協議会の意見

- ・ 短期入所は、曜日による利用状況の偏りにより緊急時に利用できない場合や立地の偏りなどにより定期的に利用していない場合が多い状況にある。また、医療的ケアが必要な方は、事業所の支援体制に対する不安から実際の利用につながっていない状況がある。
- ・ グループホームは、施設数が不足しており、利用希望はあるものの施設数の上限から実績が見込み量を下回っていると考えられる。支給決定を受けていない人でもグループホームに入居したい意向を持っている障がい者は多いため、施設が整備されると良い。
- ・ 児童養護施設から特別支援学校に通学する学生が 18 歳になり児童養護施設を退所する際、住まいとしてグループホームを選択することがある。
- ・ 家族の意向からグループホームの利用意向が強くなる傾向にある。
- ・ グループホームは支援程度が軽度の場合に利用できるものが多いが、重度の方も利用希望が多く、幅広い障がい程度への対応が求められる。
- ・ グループホームの整備がしやすいような建築・設備基準の緩和措置や財政的な支援が必要である。

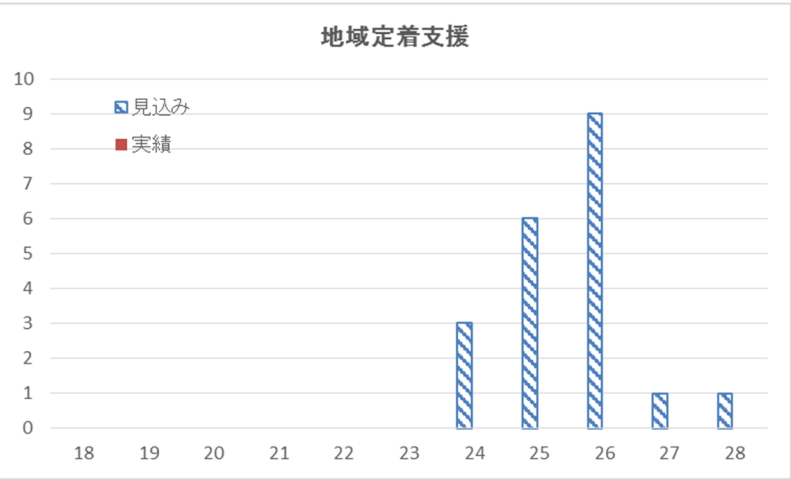
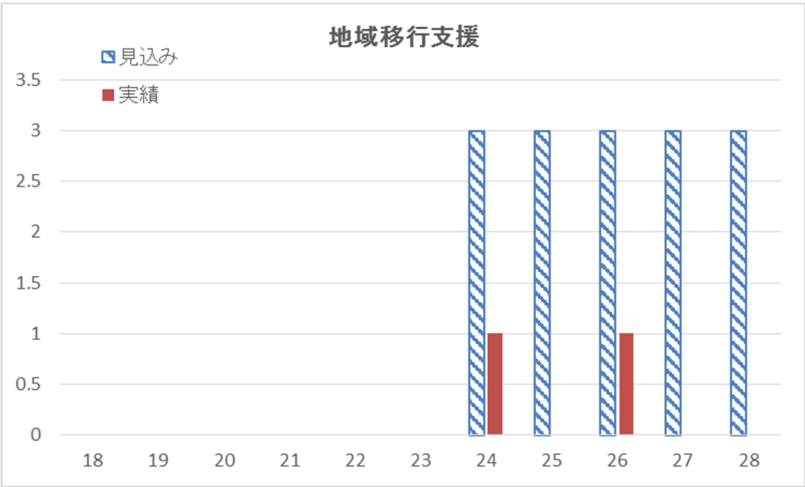
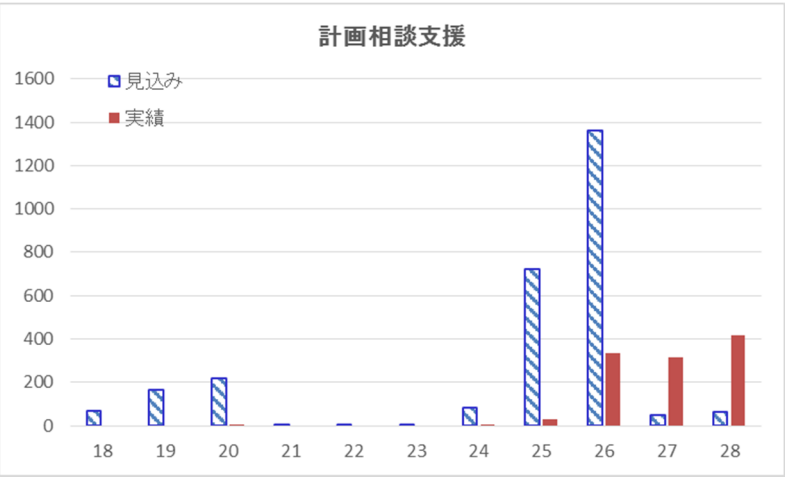
4 相談支援

① 平成27年度・平成28年度の状況

区分	説明	単位	平成 27 年度				平成 28 年度			
			見込み量	実績	支給決定者	利用率	見込み量	実績	支給決定者	利用率
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障がい福祉サービス等利用計画の作成、利用状況の検証及び障がい福祉サービス等利用計画の見直しを行う。	人	50	312	312	19.5	65	416	416	24.2
地域移行支援	主に施設に入所している人、入院している精神障がいのある人が対象。住居の確保や地域で生活するために必要な活動について相談を行う。	人	3	0	0		3	0	0	
地域定着支援	主に居宅で一人暮らしをする障がいのある人が対象。その人との連絡体制を確保し、その障がいによる緊急の事態などに相談を実施。	人	1	0	0		1	0	0	

【利用率】 障害福祉サービス等支給決定者のうち計画相談支援を利用した人の割合

② 実績の推移



③ 地域自立支援協議会の意見

- 計画相談支援は、相談支援専門員によるモニタリングやサービス担当者会議などを通じて、利用者本人や家族がサービス利用の意向を表明する機会があり、利用者の生活課題をサービス事業所間で共有して、サービス提供できるメリットがあるが、利用率が著しく低い。
- 計画相談支援の事業所数は前年より増加しているが、セルフプランの浸透など利用者が計画相談支援をサービスのひとつとして選択する状況になっていない。
- 利用率はゆるやかにしか向上しておらず、すべてのサービス利用者がサービス等利用計画を作成するための取組が急務である。同時に、計画相談支援の事業所数の不足を解消するための働きかけも必要であり、相談支援体制を段階的に整備する必要がある。
- 地域移行支援や地域定着支援は、医療機関、障がい者生活支援センター及び計画相談支援の事業所が相談援助の中で実施している事例がある。

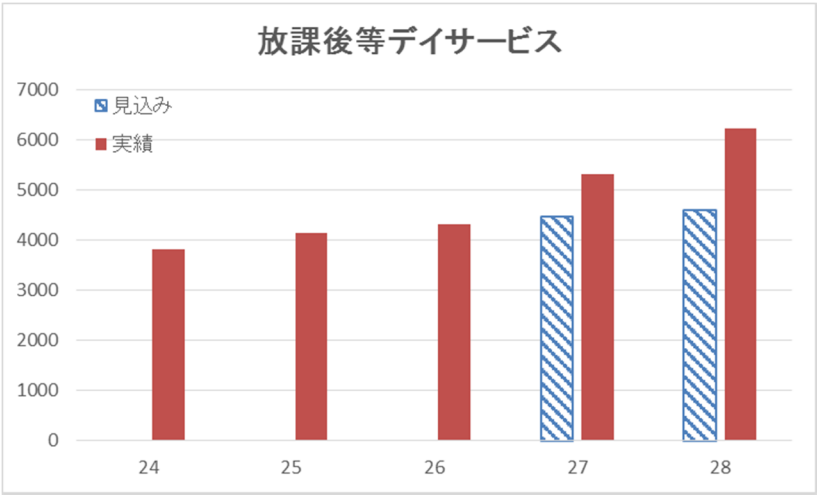
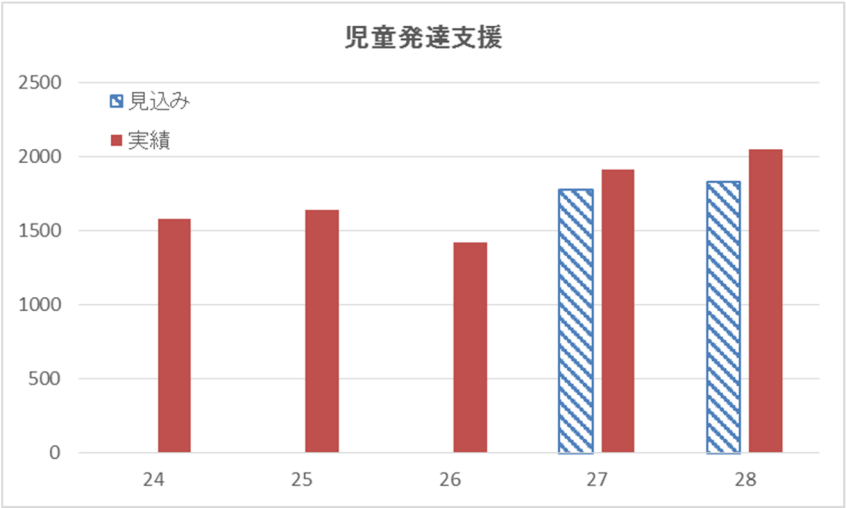
5 障がい児通所支援

① 平成 27 年度・平成 28 年度の状況

区分	説明	単位	平成 27 年度				平成 28 年度			
			見込み量	実績	支給決定者 支給日数	利用率	見込み量	実績	支給決定者 支給日数	利用率
児童発達支援	障がい児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する。	人	285	272	329	82. 7	317	300	355	84. 5
		延べ日数	1, 779	1, 915	4, 617		1, 832	2, 072	4, 731	
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するものに通わせ、児童発達支援及び治療を行う。	人	1	2	2	100. 0	1	3	3	100. 0
		延べ日数	1	13	61		1	13	56	
放課後等デイサービス	学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。	人	314	398	463	86. 0	322	432	494	87. 4
		延べ日数	4, 481	5, 323	9, 642		4, 599	6, 309	10, 075	
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。	人	2	0	2	0	3	2	4	50. 0
		延べ日数	6	0	10		9	2	10	
障害児相談支援	障がい児支援利用援助及び継続障がい児支援利用援助を行う。	人	13	93	93	10. 6	20	119	119	13. 6

【利用率】 障害児通所支援支給決定者のうち障害児相談支援を利用した人の割合

② 実績の推移



③ 地域自立支援協議会の意見

- ・ 児童発達支援の利用者数の増加は、早期の専門医の受診、乳幼児健診時の声かけ等早期に療育へつなげる取組の結果であると考えられる。
- ・ 児童発達支援を利用する際には、複数の事業所から選択している利用者が多く利用者が求める支援内容により事業所を選択できる環境になっている。
- ・ 医療型児童発達支援は、対象施設が市内にはないため希望しても実際に利用につながらない場合があるため、実態把握が必要である。
- ・ 放課後等デイサービスは、施設数が増加し充足しており、利用者が事業所を選択できる環境になっているものの、支援内容は様々であり、「放課後等デイサービスガイドライン（厚生労働省）」を活用した事業の実施及び運営が求められる。
- ・ 児童発達支援の利用から引き続き放課後デイサービスを利用するケースが多く見受けられる。
- ・ 保育所等訪問支援は、年度当初など生活に変化が起こる時期に求められる傾向がある。
- ・ 障害児相談支援は、メリットの理解が進んでおらず、利用率は著しく低くなっている。

6 地域生活支援事業

① 平成 27 年度・平成 28 年度の状況

1 障がい者相談支援事業		障がいのある人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行う。		
実績	平成 27 年度		平成 28 年度	
	見込み量	実績	見込み量	実績
事業所数	5	5	5	5
相談員数	12	12	12	12
相談件数	8,369	9,435	8,583	11,053

2 地域自立支援協議会		相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、地域の課題について情報を共有するとともに課題解決に向けて具体的に協議を行い、障がいのある人の生活を支援する。		
実績	平成 27 年度		平成 28 年度	
実施回数	3		3	

3 住宅入居等支援事業		賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人が対象。入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談、助言を通して障がいのある人の地域生活を支援する。		
実績	平成 27 年度		平成 28 年度	
	未実施		未実施	

4 成年後見制度利用支援事業		障がい福祉サービス等の利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人が対象。市長が後見等の開始の審判請求を行うとともに、その費用を助成することにより、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人の権利擁護を図る。		
実績	平成 27 年度		平成 28 年度	
	市長申立 2 件、報酬 4 件		市長申立 0 件、報酬 4 件	

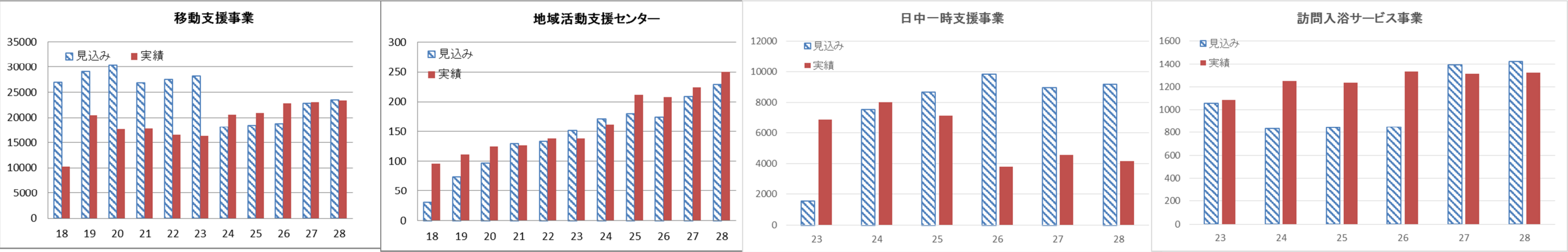
5 意思疎通支援事業		聴覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などが対象。手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳を設置する。		
実績	平成 27 年度		平成 28 年度	
	見込み量	実績	見込み量	実績
手話通訳者窓口設置者数	1	1	1	1
手話通訳者派遣件数	603	467	618	412
要約筆記者派遣件数	9	10	10	9

6 日常生活用具給付等事業		障がいのある人などに対し、日常生活用具の給付や貸与をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。		
実績	平成 27 年度		平成 28 年度	
	見込み量	実績	見込み量	実績
介護・訓練支援用具	24	16	25	21
自立生活支援用具	62	62	63	45
在宅療養等支援用具	42	41	43	74
情報・意思疎通支援用具	41	33	42	44
排泄管理支援用具	6,017	6,078	6,171	6,434
居宅生活動作補助用具	12	7	13	13
計	6,198	6,237	6,357	6,631

区分	説明	単位	平成 27 年度				平成 28 年度			
			見込み量	実績	支給決定者 支給時間	利用率	見込み量	実績	支給決定者 支給時間	利用率
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人などが対象。社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援する。	人	314	260	492	52. 8	322	243	471	51. 6
		時間	22, 855	23, 087			23, 440	23, 410		
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターを通して、障がいのある人などに創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図る。	事業所数	市 10 他市 7	10 5			市 11 他市 7	12 6		
		人	市 200 他市 9	224	272	82. 4	市 220 他市 9	250	298	83. 9
日中一時支援事業	障がいのある人などに活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行う。	人	290	134	351	38. 2	297	107	311	34. 4
		回	8, 951	4, 564			9, 180	4, 162		
生活サポート事業	障がい程度区分の判定において非該当になった者に対し、居宅介護事業者などを居宅に派遣し、日常生活に関する支援や家事援助を行います。	人		0						
		時間		0						
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人などの身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。	件	1, 391	1, 312	1, 896	69. 2	1, 426	1, 321	1, 728	76. 4
更生訓練費給付事業	自立訓練事業や就労移行支援事業を利用している人などに更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。	人	14	15	—	—				
施設入所者就職支度金給付	自立訓練事業や就労移行支援事業を利用した人などで、就職などにより自立する人に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。	人	4	0	—	—				
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がいのある人などに対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成することにより、就職その他の社会活動への参加を促進します。	免許	8	5	—	—	9	3	—	—
		改造	9	7	—	—	10	7	—	—

【見込み量】 その年度においてサービスを利用する人の実人数 【時間】 年間の合計利用時間 【件数】 年間の合計件数

② 実績の推移



③ 地域自立支援協議会の意見

- ・ 障がい者相談支援事業について相談件数は増加しているものの、アンケート等では利用者により認識されていないという結果があるため、効果的な周知方法を検討する必要がある。
- ・ 手話通訳者派遣事業の利用件数は年度により差があるが、利用者は高齢の方が多くを占めており、約８割が医療機関への派遣利用である。
- ・ 移動支援の利用率が低いのは、事業所の人材不足が大きな要因である。実績が横ばいであることも人材不足が大きな要因であるが、加えて、制度の目的により支援範囲及び対象者が限定されていることも要因であると思われる。
- ・ 地域活動支援センターの活動内容は事業所により大きく異なる。また、市外の事業所を利用している人もおり、利用者が身近な場所で、事業所を選択できる状況ではない。